事 務 連 絡 令和4年5月27日

各 都道府県 市 町 村 障害保健福祉担当課室 御中

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 の 一部改訂について

平素より障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和4年4月から義務化された障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の配置及び職員に対する研修の実施等の所要の見直しを反映させるため、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(以下、「マニュアル」という。)を改訂しましたので送付いたします。

マニュアルの主な改訂のポイントは別紙の通りです。

各都道府県等におかれましては、管内関係事業者等へ周知いただくとともに、 障害者に対する虐待防止の未然防止や早期発見、 迅速な対応の徹底を図るため の一層の取組をお願いいたします。

(本件の照会先)

厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室

虐待防止専門官 松崎 虐待防止対策係長 松本

TEL:03-5253-1111

E-mail:soudan-shien@mhlw.go.jp